

新潟県におけるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録基準について

(趣旨)

第1 この基準は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第7条に規定するサービス付き高齢者向け住宅の規模、構造及び設備に係る登録要件の適否を判断する際の実務上の取扱いを定めることにより、手続の円滑な執行に資することを目的とする。

(定義)

第2 この基準における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 台所とは、コンロ及びシンクを有し、一般的な炊事を行うことが可能な設備とし、共同部分に設ける場合にあつては、専ら入居者の使用のために設けられたものをいう。
- (2) 収納設備とは、居住部分に設ける場合にあつては、押入れ、クローゼット等建物と一体となったものを標準とし、共用部分に設ける場合にあつては、利用者毎に施錠できるものをいう。
- (3) 浴室とは浴槽及び洗い場を有し、入浴を行うことが可能な設備をいう。

(規模の基準)

第3 サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の床面積は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）第8条のとおり、25㎡以上とする。

ただし、各居住部分の床面積が18㎡以上であり、居間、食堂、台所、浴室及び収納設備の共同利用部分の面積が、各居住部分の床面積と25㎡の差の合計を上回る場合は、この限りでない。

(共同利用設備等の面積要件)

第4 第3ただし書きによる、入居者が共同して利用するものとして設けられる居間、食堂、台所、浴室及び収納設備は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 居間、食堂は、戸数に3㎡を乗じて得た面積以上であること。
- (2) 台所、浴室及び収納設備は、その機能を十分に発揮しうる適当な規模を備えて設けられていること。

(構造及び設備の基準)

第5 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備は、省令第9条のとおり、

各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであることとする。

ただし、次の各号に規定する設備を共用部分に備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、省令第9条で定める基準を満たしたものとすることができる。

- (1) 居住部分のある階ごとに各居住部分当たり 0.75m³ 以上の規模を有した戸数分の収納設備
 - (2) 居住部分のある階ごとに、入居者が共同で利用できる1以上の適切な台所
 - (3) 居住部分のある階ごとに、入居者が共同で利用できる1以上の適切な浴室
- 2 前項ただし書きの規定について、エレベーター等の設置により、他の階への移動の容易性が確保されている場合は、居住部分のある階ごとの当該設備の設置がなくともそれぞれの基準を満たしたものとすることができる。

(加齢対応構造等)

第6 サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等は、平成23年10月7日付け厚生労働省・国土交通省事務連絡「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」による加齢対応構造等のチェックリストに適合しているものであること。

附 則

- 1 この取扱いは、平成23年10月20日から適用する。
- 2 この取扱いの適用前に、国土交通省から平成22年度高齢者等居住安定化推進事業（生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門）又は平成23年度高齢者居住安定化推進事業（サービス付き高齢者向け住宅整備事業）の選定を受けている事業に係る住宅の各居住部分の床面積の基準については、第3の規定にかかわらず、「新潟県における高齢者円滑賃貸住宅に係る運用について」（平成22年5月19日）の基準によるものとする。

附 則

この取扱いは、平成23年11月14日から適用する。